

伊吹そば地域振興ビジョン

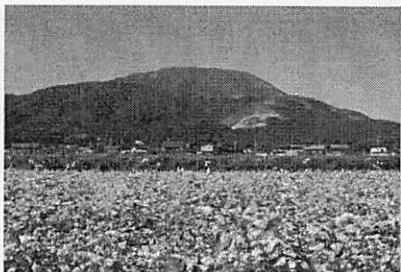
令和元年11月1日
滋賀県米原市経済環境部

1 伊吹そば地域振興ビジョンの策定に当たって

日本そば発祥の地(※¹)とも言われてきた本市においては、そば栽培の伝統の継承と地域の特産品の振興のため、伊吹そばの栽培を推進しています。

当地の在来種である伊吹そばは、小粒で緑の色調が強く、優れた香りを特徴とする玄そばです。伊吹山中腹にあった旧太平寺村の集団移住や栽培の難しさなどから、一時途絶えかけた栽培技術を継承し、市内の生産者らがその特性の保護に取り組んできたこと、高い品質と地域の特性が結びついていることなどが認められ、令和元年9月9日、伊吹そばは農林水産省の地理的表示(GI)保護制度(※²)に登録されました。日本国内の主食用米の需要減少により生産調整作物の重要性がますます高まる中、市場における伊吹そばの需要は高く、またGI登録を契機として更なる需要の高まりが見込まれています。

このため、中長期的な展望に立ち、伊吹そば生産組合(平成28年設立)を中心とした生産振興とともに、伊吹そばの復活とブランド化による“そばのまち米原”としての地域振興を目的に、『伊吹そば地域振興ビジョン』を策定します。



¹ 伊吹山中腹でのそば栽培は、平安時代後期から鎌倉時代にかけて開かれた太平護国寺で始まったものとみられ、各種文献に記されるなど、古くから上質なそばの産地として知られていました。

² 地理的表示(Geographical Indications:以下「GI」という。)とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、產品の品質等の確立した特性が当該産地と結びついてることを特定できる名称の表示です。GI制度は、WTO(世界貿易機関)協定の附屬書であるTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)において定められた知的財産権のひとつであり、EUをはじめ、世界で100か国以上の国がGIを保護するための制度を有しています。

2 目指すべき姿

第2次米原市総合計画に掲げる施策目標の一つである「1次産業の振興と6次産業化でにぎわいを創出するまち」の達成に向けた展開として、目標年度を令和8年度とし、伊吹そばを活用した“そばのまち米原”としての地域振興を目指します。

- 1000年を超えるそば栽培の地として、伊吹そばを守り、育む取組が活性化し、“そばのまち米原”としての地域ブランドが確立されています。
- 市内外に伊吹そばを取り扱う店舗が増え、市で消費されるそばの量が増えています。
- 伊吹そばの生産量が安定、増加し、農業者の所得が向上しています。
- 所得向上をインセンティブとした、新規就農者や農業後継者が増加しています。
- GI 產品としての生産行程管理業務規程に基づく管理を徹底し、高い品質の保持・向上に努めることで、伊吹そばの付加価値が向上しています。
- 市内における雇用機会が拡大し、定住・移住・交流・関係人口が増加しています。

3 伊吹そばの現状と課題

一般的に、そばは生育期間が短く、湿害の影響を受けやすいため、収量が天候に大きく左右されます。また、伊吹そばは、一般品種に比べて主枝の下部からの分枝が多く結実位置がぱらつき、小粒であることから、脱つぶ歩留まりが低いといった特性があります。こうしたことから、需要の伸びに応じていくため、生産量の安定と拡大への取組が必要となっています。

伊吹そばを麵にしたときの淡く緑がかった色合い、香り、味の良さは、製粉会社やこだわりのそば店から高い評価を得ていることから、伊吹そばの希少性を訴求する効果的な情報発信によって更なるブランド力の向上を図り、伊吹そばを扱う店への来訪者を増やし、消費拡大、販売先の確保および高付加価値化を図っていくことが求められます。

また、“そばのまち米原”としてのブランドイメージを醸成しながら、そばの消費拡大、そば栽培への関心を高めることで、中長期的な課題となっている伊吹そばの伝統を次世代につないでいくことが必要となっています。

- 本市そばの生産状況は、平成30年産の作付面積が65ha(一般品種含む)で、そのうち伊吹そばの作付面積は43haです。いずれも作付面積は、年々増加傾向にあります。
- 10a当たりの平均収量はおよそ67.5kg(1.5俵)ですが、平成30年産における10a当たりの収量は、度重なる風水害等の影響もあり22kg(約0.5俵)となっており、収量の確保のため、安定生産と作付面積の拡大が課題となっています。
- GIの登録により、ブランドの浸透、需要の増加、模倣品の抑制が期待されます。需要の高まりの一方、すでに供給量が絶対的に不足しています。
- 生産対策においては、在来種子生産の特殊性と近年の長雨等の自然災害により、種子(原原種、原種)の生産量が危機的な状況となっており、今後の作付面積の増加に対応するためにも、優先的かつ最重要課題として、種子の確保に取り組む必要があります。
- 伊吹そばの伝統と希少性、品質の高さについて、効果的な情報発信を行う必要があります。

4 基本方針

(1) 生産対策の方針

ア 種子確保への対策

優先的かつ最重要課題として、種子の確保に努めます。

種子は、生産行程管理業務規程に基づき、原則として交雑の心配のない地理的に隔絶した甲津原地区で生産することが定められており、予備的に小泉以北の7地区において各生産者が種子を生産できることになっています。なお、風水害等により小泉以北で種子が確保できないときに限り、これら以外の地区において伊吹そば以外のそばほ場までの最短距離、自然障壁となり得る山林等の地形的条件等により、生産行程管理業務規程によって生産された種子を使用します。

また、今後の種子生産量増加に伴う保管方法等の手法について検討します。

イ 経営所得安定対策等への対応

そばは畠作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の対象であることから、経営所得安定対策等への加入促進により、伊吹そば生産農家の農業経営の安定化を図ります。

しかしながら、種子用そばは直接支払交付金(ゲタ対策)の対象外であり、伊吹そばの種子購入に係る費用が高価格化し、生産農家の営農意欲を低下させている状況であるため、種子購入に係る経費支援を行います。

ウ 品質の保持・向上と生産行程管理の徹底

一般的に、そばは稻や麦と比べて自然交雑により品種の特性が変化しやすいため、品種特性を維持するには、3年に1回程度の定期的な種子更新を行う必要がありますが、伊吹そばの種子については、一般品種との自然交雑を避けるため、厳格な生産行程管理の下で生産する必要があるため、種子は毎年更新を行います。その他、生産行程管理業務規程に基づく管理を徹底し、高い品質の保持・向上に努めます。

エ 中山間地区における対策

本市中山間地区では、生産者の高齢化、そば単作等による单収の低下およびイノシシ等による鳥獣害等が課題となっており、生産量の確保が難しくなりつつあります。このため、集落を跨いだ作業の共同化および生産組合等による作業の受委託の推進、新たな輪作体系の検討および鳥獣の侵入防止柵の設置等を行います。

オ 安定生産と収量確保の取組

排水性の良いほ場の選定、排水対策の徹底、雑草防除対策、土づくり、畝幅や畝高の適正な施工、適期播種、適期収穫、適正な乾燥・調製・整粒作業など栽培技術の向上によって、実需者の評価と消費者の信頼に応える品質と収量の確保を図ります。また、土壤診断等による適切な肥料投入など、常に栽培方法などの改善に積極的に取り組み、高収量・高品質で安定的な在来種伊吹そばの生産を目指します。

また、市内で栽培されている伊吹そば以外の品種の伊吹そばへの転換を推進します。

カ 省力化の推進

機械化一貫体系による省力化を進めます。特に、水田転作等において区画の大きなほ場を確保できる地区では、一層の機械化を推進します。

キ 耕作放棄地の活用

本市のそばほ場は、転作作物として水田の活用が多いことから湿害が発生しやすくなっています。そのため、特に種子生産ほ場は畑地化を推進し、安定確保を行うことが望ましいと考えられますが、費用等の問題から容易ではないため、近年増加している耕作放棄地を活用した生産を推進します。

(2) 販売・流通対策の方針

ア 創業・新事業創出支援

伊吹そばは、生産量が少なく、希少性が高い作物です。そのため、消費者満足度が高い、高品質な商品が求められます。このような中で、伊吹そばを扱うそば店を拡大するための創業支援等の様々な支援に取り組みます。

イ 特色と魅力ある「伊吹そば」の商品づくりと販売支援

地元産原料にこだわりを持ち、地元産農畜産物を活用した新たなそばメニューなど、商品開発を推進します。また、インターネット販売やふるさと納税による活用を支援します。

ウ 認知度向上に向けた情報発信

平成31年3月に公開した、在来種伊吹そばのウェブサイトをはじめ、各種メディアを活用した情報の発信、試食会等を通じたPR等により、戦略的に消費者認知度の向上、消費・販路拡大を図ります。

市内外の伊吹そばを取り扱う店舗等、実需者のニーズも把握しながら、ウェブサイトやソーシャルネットワーク等を活用した的確な情報提供や、イベント開催を通じて市内・県内・全国からの誘客促進に取り組みます。

(3) 伊吹そばを支えるつながり推進の方針

ア “そばのまち米原”としてのPR活動

そばによるまちづくりを持続的なものとするため、市民等にそばをもっと身近なものを感じてもらい、市内外への“そばのまち米原”としての認知度向上に向け、伊吹そばをPRする市内団体、教育機関、市内外の事業者等と連携し、官民一体となったPR活動を行います。

各種イベントでの周知、“そばの日”的制定、手打ちそばのイベントを行う団体との協力、広大なそば畠やそばの花の景観の活用などを通して、米原市イメージキャラクターを活用しながら、“そばのまち米原”としての地域ブランドづくりを推進します。

イ そば文化の発信

そば粉等を使った料理や各方面的そば料理を収集しながらレシピ集を作成し、そのレシピ集を活用することでそば食率向上に努めます。また、そばが持つ栄養成分や健康効果を調査・アピールすることで、ヘルスツーリズム等の観光需要の拡大に努めます。

日本食としてのそば食文化について、滋賀県や国内そば産地と協力して海外へのPRを行います。

ウ 新たな伊吹そば加工事業者の市内への誘致と創業支援

市内における雇用機会の拡大および定住・移住・交流・関係人口の増加を図るため、そば関係事業者の市内誘致や農業者等による6次産業化をはじめとした創業支援を行います。また、伊吹そば使用店認証制度等の導入などを検討します。

エ 伊吹そばのサポーターづくり

伊吹そばサポーターなど、そばに関わる人を増やし、次世代につないでいくため、関係機関と協力し、各種活動がしやすい環境づくりに努めます。

また、市民のそばに関する見聞を広げ、新たな取組を行うため、市内外との交流を図りながら先進事例の調査を行います。

オ そば殻の有効活用

加工に伴って発生するそば殻について、たい肥化による畠地還元や燃料としての活用方法など、その有効活用方策について検討します。

5 関係機関の役割

本ビジョンの推進のため、関係機関が役割分担をしながら、一体的に伊吹そばを活用した地域振興を行います。

ア 伊吹そば生産組合

- ・栽培技術の向上、伊吹そばの種子保存
- ・生産行程管理業務規程に基づく伊吹そばの生産と生産量の拡大
- ・伊吹そばのブランド化推進、6次産業化の開発研究

イ 滋賀県湖北農業農村振興事務所農産普及課

- ・種子確保と安定生産に向けた技術指導全般
- ・そば栽培に係る動向や補助制度等、最新技術の情報提供

ウ JAレーカ伊吹

- ・国内産農作物検査の適性検査
- ・伊吹そばの生産者の育成と安定生産に向けた生産者へのアドバイス
- ・販路拡大に向けた取組

エ 市商工観光課

- ・市内外への伊吹そば認知度の向上に向けた支援
- ・伊吹そばを活用した創業支援、新事業創出支援

オ 市農政課

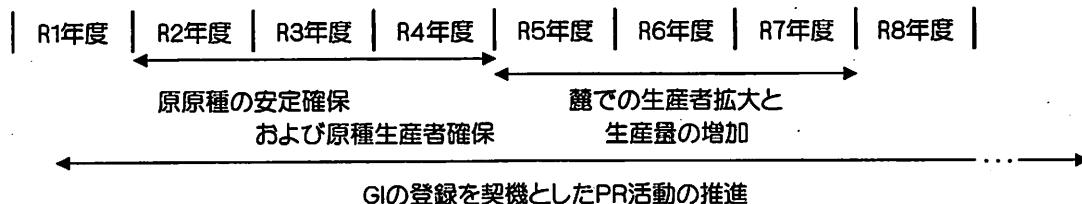
- ・種子確保および生産量拡大に向けた機械等の生産体制整備の導入支援の創設
- ・転作奨励交付金や耕作放棄地の活用等による作付面積、生産量の拡大、安定供給体制の構築

6 スケジュールと数値指標

令和2年度から3か年で、原原種の安定確保を行い、並行して原種生産者の確保を行います。

令和5年度から3か年で、麓での生産者拡大と生産量の増加を行います。

期間を通して、GI登録を契機とした、認知度向上に向けた情報発信を戦略的に行います。



「2 目指すべき姿」で述べた理想の実現のため、以下の数値指標の達成を当面の目標とします。

指標	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
伊吹そば生産者	31人	40人
伊吹そばが食べられる店舗数(カッコ内は市内)	13(3)	18(5)
一般栽培用ほ場面積(種子除く)	48ha	60ha
原原種生産量(播種量 5.0 kg/10a)	150 kg	300 kg
種子生産量(播種量 5.0 kg/10a)	2,400 kg	3,000 kg
畑作物の直接支払交付金(1等で換算)	7,880 千円	15,831 千円

※現状生産量 32,400 kg (48ha×67.5 kg/10aで換算)に対し、目標年度に、生産量 40,500 kg (60ha×67.5 kg/10aで換算)として、8,100 kg、約 54,000 食相当の増産を図ります。

※畑作物の直接支払交付金の現状は、平成 30 年度の数値により算出しています。